

奈良県宿泊施設誘致営業資料作成業務にかかる質問回答一覧

No.	資料名	頁	大項目	小項目	項目名	質問事項	回答案
1	仕様書	2	4	(1)	データの収集	観光以外の来訪需要について、どのような企業（本社所在地、従業員数、業種等）へどのようなヒアリング内容を想定されているのでしょうか。	対象地域内または近接している工場や商業施設など、関係者等による宿泊を伴った来訪が一定数見込まれる企業（例：出張、研修、見学ツアー等）に対して、宿泊需要および必要と思われる宿泊施設のエリアや種類等についてのヒアリングを想定しています。
2	仕様書	2	4	(1)	データの収集	既存宿泊施設の各種データについて、主要施設のみでよろしいでしょうか？また稼働率など施設が簡単に開示されない可能性のあるデータに関しては、県より各施設へのご依頼も可能でしょうか？	必ずしもエリア内のすべての宿泊施設を対象とする必要はありません。 また、原則として、データ収集は県からの受託事業者が行うことになります。